

# 大阪府石綿飛散防止対策セミナー

石綿を使用した建築物等の解体・改造・補修工事においては、発注者と施工者が大気汚染防止法及び府条例に定められた責務を果たし、石綿飛散防止対策を徹底する必要があります。(裏面参照)

本セミナーでは、発注者及び施工者の皆さまに石綿飛散防止についてご説明するとともに、石綿含有建材の概要及びデータベースの活用や石綿事前調査についての講演を行います。是非ご参加ください。

●日時：令和5年6月28日(水) 13時00分から16時30分まで(12時15分開場)

●会場：大阪市立東成区民センター 2階 大ホール

(大阪市東成区大今里西3-2-17)

●定員：500名(参加無料)

●講演内容 ※講演タイトルは変更になる場合があります。

1. 大気汚染防止法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例について

大阪府環境農林水産部事業所指導課

2. 石綿含有建材の概要及びデータベースの活用

一般社団法人JATI協会 技術参与 浅見 琢也

3. 解体・改修等工事に於ける石綿事前調査の課題・問題点

一般社団法人環境科学対策センター 専務理事 脇谷 壮太郎



【行き方】

大阪メトロ千日前線・今里筋線「今里」駅下車

②番出口から西へ徒歩3分

開催情報を掲載しているサイトはこちら

[https://www.pref.osaka.lg.jp/jigyoshohido/asbestos/seminar\\_05.html](https://www.pref.osaka.lg.jp/jigyoshohido/asbestos/seminar_05.html)

参加の申込は、「大阪府行政オンラインシステム」の「手続き一覧」からキーワード検索で「石綿」と検索し、該当ページよりお申込みください。  
(二次元コードからも直接お申込みいただけます。)



申込期間：令和5年5月29日(月) 14時から6月27日(火) 14時まで

※定員に達し次第受付を終了しますので、あらかじめご了承ください。

## 【お願い・注意事項】

●申込みが完了すると、申請完了画面に申込番号が表示されます。その画面を印刷して当日、必ずお持ちください。

●障がい等がある方で、参加にあたり配慮を希望する方は事前にご相談ください。

●新型コロナウイルス感染症の予防及び拡大防止のため、参加される方におかれましては、入場時に消毒液による手指の消毒等のご協力をお願いします。また、発熱等の症状のある場合や体調不良(咳、咽頭痛、倦怠感など)の場合は、来場を控えていただきますようお願いいたします。

●会場敷地内は全面禁煙です。敷地外も含めて近隣の方のご迷惑とならないようご配慮ください。

●ご来場には電車・バス等の公共交通機関をご利用ください。

# 建築物等の解体・改造・補修工事を 発注、施工する皆さまへ



## 解体等工事では石綿飛散防止対策が必要です！

### ☆石綿に関する事前調査が必要です。

解体等工事の開始前に実施する、石綿の有無に関する調査が、石綿飛散防止対策の要となります。

元請業者又は自主施工者（以下「元請業者等」）は、設計図書その他資料の確認、目視及び建材分析によって事前調査を実施し、発注者に対してその結果の説明を書面で行う必要があります。

解体等工事の現場において、元請業者等は事前調査結果を掲示し、また、事前調査結果の書面を備え付け、閲覧に供する必要があります。

発注者及び元請業者等は、事前調査結果の書面を3年間保存する義務があります。

図1-1 事前調査の結果及び建築物の特定期じん(石綿)排出等作業に関するお知らせ

※本表は、建築物の解体・改造・補修工事において、石綿の有無に関する調査結果を記載するためのものです。調査結果が「あり」と判明した場合は、石綿飛散防止対策を講ずる必要があります。

調査項目	調査結果	対応措置
事前調査	石綿含有建材の有無を確認し、必要に応じて建材分析を実施する。	調査結果を設計図書等に記載し、発注者に説明する。
目視調査	建築物の解体・改造・補修工事の現場において、目視で石綿含有建材を確認する。	調査結果を設計図書等に記載し、発注者に説明する。
建材分析	石綿含有建材の採取及び分析を実施する。	分析結果を設計図書等に記載し、発注者に説明する。
石綿飛散防止対策	石綿飛散防止対策を実施する。	対策の実施状況を設計図書等に記載し、発注者に説明する。
特定期じん(石綿)排出等作業	特定期じん(石綿)排出等作業を実施する。	作業の実施状況を設計図書等に記載し、発注者に説明する。

事前調査及び作業に係る掲示板

### ☆令和5年10月から事前調査は有資格者が行う必要があります。

令和5年10月1日以降、建築物の解体・改修工事は有資格者による事前調査・分析調査が必要です。

有資格者とは建築物石綿含有建材調査者講習を修了した者、または義務付け適用前に一般社団法人日本アスベスト調査診断協会に登録されている者を指します。

### ☆適切な石綿飛散防止対策が必要です。

石綿を含有する建築材料を使用した建築物等の解体等工事では、負圧隔離養生、集じん機の使用等の作業基準等を遵守し、石綿飛散防止対策を適切に実施する必要があります。

また工事中は、大気中の石綿濃度の工事施工境界基準を遵守する必要があります。



隔離養生区画内(除去作業前)

### ☆適切な費用・工期で解体等工事の契約をしてください。

発注者は事前調査が正確かつ円滑に実施されるよう、元請業者に設計図書等の必要な情報を提供してください。また、石綿飛散防止対策の施工方法、工期や費用等を元請業者と十分に検討し、作業基準や工事施工境界基準の遵守の妨げとならないよう配慮して契約を締結してください。

<お問い合わせ先>

〒559-8555 大阪市住之江区南港北1-14-16 大阪府咲洲庁舎21階  
大阪府 環境農林水産部 環境管理室 事業所指導課 大気指導グループ  
TEL : 06-6210-9581